

TPP 交渉の論点と米国などの姿勢

石川 幸一 Koichi Ishikawa

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
亜細亜大学 教授

要約

- 物品の貿易における米国のセンシティブ品目は、ニュージーランドに対する乳製品、豪州に対する砂糖、ベトナムに対する繊維製品である。繊維製品は厳しい原産地規則を導入し、乳製品については除外よりもフオンテッラに対する競争政策での規律を強めることで対応する可能性が出ている。砂糖については豪州との FTA の再交渉の意思はないとしており、このままでは除外の可能性が大きい。ただし、乳製品、砂糖は、他の分野との取引の可能性があり、交渉の最終局面まで帰趨は判らない。
- 物品の貿易以外の多くの分野でも意見の相違や対立が依然として大きく、大半の分野で対立が続いている。米国が守りの姿勢を取っている分野も少なからずあるし、対立の構図は単純ではない。最終的には交渉全体のパッケージの中でまとめられるのであろうが、このままでは2013年10月の妥結可能かという印象も受ける。
- 自国の主張を通すための交渉戦術的な提案が行なわれている。たとえば、豪州は、米国がセンシティブとする食糧援助、輸出補助金などの規律を持ち出しており、ISDS での豪州の除外や砂糖の市場アクセス交渉を有利に運ぶためとみられている。

はじめに

安倍政権下で日本の TPP 参加は急速に進展し、2013 年 3 月 16 日の交渉参加表明、米国との協議での米国の同意に続いて 4 月 20 日には交渉参加 11 カ国から同意を得ている。4 月 24 日に米国政府 (USTR) は上下両院に日本の交渉参加の通知を行い、日本は 7 月から交渉に参加できる見通しである。

TPP については、推進論および反対論の立場から多くの論考が発表されている。推進論は、TPP のメリット、安全保障面の重要性などを強調するとともに反対論について誤解を含めて論駁するものが多い。しかし、TPP 交渉の状況や論点についての情報や分析は少なく、TPP 協定交渉についての内閣府の資料も 2012 年 3 月のものが最新である¹⁾。TPP はすでに 17 回の交渉を行っており、10 月にジャカルタで開催される APEC 首脳会議での妥結を目標としている。TPP 交渉参加が決定した今、国民の理解を得て交渉に臨んで行くには TPP の交渉状況と論点についての新しい情報が必要である。TPP の交渉

状況・論点および交渉に大きな影響を及ぼす米国の交渉姿勢・方針についての新しい情報や分析を提供しているのは米国の議会調査局の TPP についての報告 (CRS 報告) である²⁾。本論は、CRS 報告により TPP の主要な分野における論点と米国を中心とする主要国の主張をまとめたものである³⁾。なお、交渉分野についての基本的な解説は紙幅の都合で割愛しており、参考文献を参照願いたい⁴⁾。

1. センシティブ分野の交渉

米国は、TPP 交渉ではブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、ベトナムという二国間 FTA を締結していない国と物品の貿易、サービス貿易の市場アクセス交渉を行っている。交渉方式については、二国間方式と豪州などが主張していた全体方式の 2 つがあるといわれていたが、米国は二国間方式の交渉を継続している。

米国の物品の貿易でのセンシティブ分野は、①繊維・アパレル、履物、②乳製品、③砂糖である。繊維・アパレル、履物などの労働集約型品目

の関税撤廃について先進国と途上国の間で意見が相違している。米国が締結した FTA では、長期間の段階的関税削減、特別セーフガード、制限的な原産地規則を規定してきており、米国の履物製造業者は高関税維持を要望している。一方、ベトナムは米国市場で中国などと競争するためには特恵的な市場アクセスが必要であるとして低関税を求めている。

農産物は攻めの品目と守りの品目がある。農産物、食品などの業界は、FTA を締結していないマレーシア、ベトナム、ブルネイなどの成長市場に開放に期待しており、たとえば、綿花業界はベトナムの繊維産業の需要増加を予期している。乳製品業界と精糖業界は自由化に反対している。

(1) 乳製品

乳製品業界は、TPP 交渉では①ニュージーランドの米国乳製品市場へのアクセスの制限、②カナダへの乳製品の自由な輸出確保、③食品の安全と健康についてのルールのエンフォースメント（権利行使）の3つの目標を掲げている。ニュージーランドとの交渉は、「乳製品の除外」から

「対等な競争条件（level playing field）」に焦点が変わってきている。米国の業界団体はニュージーランドの牛乳の90%を取り扱うフォンテッラ（乳業協同組合）の支配的な地位により公正な競争が阻害されているとして厳しい競争の規律を交渉することを米国政府に要望している⁵。ニュージーランド政府は強い競争政策が乳製品産業を含む全産業に適用されているとしフォンテッラについて懸念はないと主張している。また、ニュージーランドの乳製品業界は、米国の乳製品共同組合が反トラスト法の例外になっていること、輸出企業が価格の調整と輸出市場の割当を認められていることなどを指摘し、米国の競争政策の問題を取り上げるようニュージーランド政府に要望している。一方、ニュージーランド政府は乳製品の市場アクセス確保のために、ニュージーランドの薬価決定および償還政策の変更を行なう可能性があるとの報道がなされた。ソフトウェア特許についてのニュージーランド政府の姿勢変更も乳製品アクセス交渉のための戦略の一環とされている。乳製品の米国市場アクセス

問題は極めてセンシティブであり、TPP 交渉の最終局面まで決まらないとみられている。

カナダは、米国との FTA で乳製品について関税割当を維持している。枠外に適用される二次税率は、チーズ 245%、バター 298% と禁止的な高率である。米国の業界団体は関税割当の撤廃と非関税措置の交渉を政府に要求しており、ニュージーランドもカナダの乳製品自由化による市場アクセスの機会を求めている。

(2) 砂糖

米国が豪州との FTA で砂糖を除外したことは良く知られている。米国の砂糖生産者と製造業者は TPP で FTA を締結している国に砂糖市場を開放することと FTA を締結していない国に砂糖の自由化を行なうことに反対している。これらの業者の主張は砂糖の需要が増加した場合は 2008 年農業法により輸入割当を拡大すればよいというものである。一方、砂糖を原料として使用する製造業者を含む米国の産業界は砂糖を除外すれば他国も米国の輸出に対する市場開放を拒否することにつながる

として砂糖の除外に反対している。とくに製菓業を含む食品産業は、砂糖の除外により低価格の砂糖を調達するために海外に生産拠点を移転することにより雇用が失われること、砂糖を除外しないで関税撤廃の対象とすることにより外貨を稼得出来る輸出国が米国の農産物や食品を輸入することなどをあげている。

豪州は米国の砂糖市場の開放 (reopen) を求めている。砂糖の米豪二国間交渉は TPP 交渉の最終段階まで行なわれない模様である。USTR は豪州を含む既存の FTA の市場アクセス交渉は行なわないと確言している。

(3) 原産地規則

原産地規則で論点となっているのは、繊維製品の原産地規則として「ヤーン・フォワード」ルールを採用するかである。ヤーン・フォワード・ルールでは TPP 参加国の糸を使わねば特惠待遇を受けられない。米国の締結した FTA はヤーン・フォワード・ルールを採用している。米国の繊維業界の代表者は厳格なヤーン・フォワード・ルールを TPP に採用す

ることを主張している。一方、アパレル企業、小売と卸売企業およびベトナムを含む交渉参加国数カ国は、より緩やかな TPP 参加国以外の繊維原料を使用できる裁断・縫製 (cut and sew) ルールあるいは単純変更基準 (single transformation) の採用を要求している。米国はヤーン・フォワード・ルールを主張しているが、米国を含め TPP 交渉参加国で妥協を探る動きがあり、TPP 非参加国の原料を一定量使用できるショート・サプライ (short supply) 条項を提案している。また、付加価値基準を提案している国もあるが、メキシコやペルーなどヤーン・フォワード・ルールによる米国との繊維貿易を行なっている国はより自由な繊維の原産地規則に反対している。

2. 農業に関連するその他の論点

(1) 衛生植物検疫における紛争解決規定

衛生植物検疫 (SPS) の交渉では、紛争解決とエンフォースメントが論点となっている。米国の締結した FTA では WTO の SPS 協定を超える

紛争解決あるいはエンフォースメントの規定は含まれていなかったが、米国の農業および食品グループが USTR に対して、SPS 規定を完全に実施できる、あるいは拘束的とすることを提案している⁶。USTR は SPS の紛争解決規定を独自の拘束的なものにするか、あるいは TPP の紛争解決条項に従う形にするかの決定は行っていないといわれている。TPP 交渉では各国の提案を統合したテキストが作られるなど交渉は進んでいるが、紛争解決規定は交渉の最終段階まで決着しないという見方もある。TPP のシンガポールでの交渉では、SPS の紛争解決の協議メカニズムを議論のために提案したが各国の反応はよくなかった⁷。

(2) タバコの規制

TPP の一般例外章に「公衆の健康の保護のために特定のタバコ製品に原産地に中立な科学的根拠に基づく規制を行なう権限を与える」という USTR の提案ドラフトが米国内で議論を呼んでいる。政府の狙いは、食品医薬品局 (Food and Drug Administration : FDA) に 2009 年家

族喫煙防止タバコ規制法によるタバコ製品の規制の根拠、ガイドライン、安全条項を設け、TPPがFDAのタバコ製品規制を阻害することを防止することである。USTRの提案は市場アクセスに触れておらずタバコ製品を関税あるいは割当の撤廃・削減の対象とすることを妨げてはいない。これは、米国のタバコ製品を不利にすることと今後のFTA交渉でタバコを例外にする前例を避けるためである。この提案に対しては、他のTPP参加諸国への輸出を求めているタバコ製造業者の利益を損なうという見方と健康の保護には不十分であり規制のルールとタバコの自由化除外を求める意見が出ている。そのためUSTRはこの提案を交渉に持ち出すことを延期している。

(3) 地理的表示

地理的表示では、EUとFTAを交渉しているカナダとシンガポールが乳製品の地理的表示の保護の強化を求める一方で、豪州、米国、ニュージーランドがより緩やかな地理的表示を求めている。米国、豪州、ニュージーランドの食品業界は、2012年

5月に第3国（たとえばEU）とのTPP諸国のFTAにおける地理的表示による保護を複雑な名称に制限するという提案を行っており、センシティブな問題となっている。たとえば、parmesanは一般的な名称であり地理的表示による保護の対象にすべきではなく、Parmigiano Reggianoのような複雑な名称を対象にすべきという提案である。

(4) 輸出競争の規律

豪州の交渉の目的の一つは、輸出補助金、輸出信用、農業部門を支援する食糧援助に規律を確保することであり、ニュージーランドが支持している。この問題は、農業の「輸出競争」と呼ばれている、豪州とニュージーランドは、WTOのドーハラウンドで輸出補助金と食糧援助の規律の導入を進めようとしていたが、ドーハラウンドの頓挫によりTPPを規律を作る場として利用しようとしている。豪州は交渉で自国の立場を主張し続けているが、米国はこの問題は極めてセンシティブとしており、交渉の対象としないとしている。米国は、輸出競争問題は多国間交渉で

取り上げるべきとして FTA では対象から外すことに成功してきた⁸。USTR は国内の利害関係者および議会と協議を開始するとしているが、オークランド交渉の直前には TPP に食糧援助の規律を含めることに反対の立場を明らかにしている。豪州は輸出競争への規律導入を国有企業の競争優位に規律を設けるという米国の提案に結び付けている。豪州の提案は、米国市場への砂糖と乳製品の市場アクセス交渉の有利化と投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 規定からの豪州の除外を求めるための交渉戦術との指摘がある。

3. サービス貿易と政府調達

米国は FTA 交渉でサービス貿易については、①金融サービス、自由職業サービス、通信サービス、急送便と電子商取引に重点をおき、②WTO での約束を拡大させる (WTO プラス) ことを目標としている。TPP でもサービス貿易自由化の可能な限りの拡大を求めている。

(1) 越境サービス

越境サービスでは、ネガティブリスト・アプローチが採用される。また、次の基本的な規定が含まれる。
 ①最恵国待遇と内国民待遇を含む無差別待遇、②マーケットアクセス(サービス供給者数の制限、雇用制限、事業形態の制限などを行なわない)、③現地業務拠点設置維持要求の禁止、④資格要件の相互承認、⑤規制の透明性、⑥支払いと資金の移転の承認。

米韓 FTA と同様に TPP 交渉でも米国は急送便を最重視するであろう。特に、政府が所有あるいは運営する郵便の急送便と民間企業の競争が最大の関心事である。米韓 FTA では、郵政当局が急送便を運営する子会社が有利になるように独占的地位を利用できないことと他の急送便業者が不利になるように内部補助ができないことを規定している。

(2) 金融サービス・通信サービス

金融サービスは越境サービスとは別の章となる。米国は TPP では米韓 FTA をモデルとしたいと考えている。米韓 FTA では、郵便局保険が民間の保険と同様の金融規制を受けておら

ず競争上の優位を得ているとして郵便局保険が（金融監督委員会の）厳しい規制を受けると規定している。また、韓国に拠点をおく米国の金融機関は協定発効から2年後（2014年）に金融情報を海外に移転することを認められている。

サービス交渉では、自由化拡大を求める先進国グループ（米国、豪州、カナダ、ニュージーランド、シンガポール）と自由化に慎重な発展途上国グループ間の意見の対立となるであろう。一方、米国は海運サービスの開放と第4モード（サービス供給者の移動）の自由化を要求されている。

（3）政府調達

TPP 交渉参加国で WTO の政府調達協定（GPA）に参加しているのは、米国、シンガポール、カナダであり、ニュージーランドが 2012 年 8 月に GPA への参加を表明している。2011 年に下院議員 68 名が「バイ・アメリカン」を制限するような政府調達交渉を行わないようオバマ政権に要求している。一方、カナダは連邦政府の資金による州および都市のプロジ

ェクトの除外について TPP で取り上げるように求めているといわれている。米国は、ダラス交渉で TPP では地方政府の前に中央政府の政府調達のアクセスを交渉することを提案したといわれる。これは、州政府の抵抗によるものである。州政府は FTA による政府調達約束には自主的に参加することになっており、GPA に参加した州の 37 から、韓国、パナマ、コロンビアとの FTA での政府調達約束を行なったのは 8 州に減少している。

4. 知的財産権

（1）保護の強化

米国は FTA で知的財産権の保護の強化を求めてきており、①知的財産権保護をデジタル・メディアに適用する、②米国法と同様の保護の水準を反映させる、を目標にしてきた。米国は WTO の知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS 協定）以上の保護（TRIPS プラス）を求め、ニュージーランドは TRIPS 並みの水準を求めている。たとえば、米国は世界知的所有権機関（WIPO）の実

演・レコード条約(WIPO Performance and Phonograms Treaty)への参加をFTA交渉相手国に求めてきたが、この協定はブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、ベトナムは参加していない⁹。

一部がリークされた米国のテキストでは、意図的な商標侵害と商業規模での著作権侵害に刑事罰を求めている。商業規模には、ファイル共有などの直接あるいは金銭的な利益をもたらさない行為を含み、意図的かどうかを問わずニセモノの輸入は刑事罰の対象となり、映画館での盗撮も刑事罰を問われる。豪州、ニュージーランド、シンガポールなどは刑事罰の執行について米国のテキストを昨年調印された偽造品取引防止条約(Anti-Counterfeiting Trade Agreement: ACTA)に代替することを要求している。ACTAは、金銭的利益について起訴するのは商業規模を要件とし、商標侵害物品の輸入は意図的であることを要件としている。

(2) 医薬品

医薬品の知的財産権保護については、①高いレベルの保護を目指す米

韓FTAの規定、②途上国に対して緩やかな対応を認めるFTAに関する超党派合意(ペルーとのFTA)の規定、の2つのアプローチがある。米国の提案は、2011年9月の「医薬品へのアクセス拡大のためのTPP貿易目標: Trade Enhancing Access to Medicines (TEAM)」に示されている。TEAMでは、特許期間、データ保護期間、特許関連条項(Patent linkage provisions)の保護強化を定めた「TPPアクセス・ウィンドウ」を通じてTPP参加国市場への迅速な医薬品の供給を促進することを目標としている。米韓FTAではデータ保護期間は5年である。TEAMは、①医薬品・医療機器の関税撤廃、②医薬品の関税障壁と国内流通障壁の除去、③模倣医薬品の貿易阻止、④TRIPSおよび公衆衛生に関するドーハ宣言の再確認¹⁰、などを提案している。USTRの提案は論議を呼んでおり、たとえば、ペルーは米ペルーFTAで規定された超党派合意を超える提案には反対すると公式に言明している。

米国は、TPPにバイオテクノロジー製品を含めようとしているが、データ保護期間についての提案はまだ

行なっておらず、バイオテクノロジー製品は TPP で独立して取り扱うかどうかは決まっていない。米国のバイオテクノロジー産業グループは 12 年のデータ保護を要望している。

(3) 営業秘密

米国は、営業秘密 (Trade Secret) についての規定を TPP に入れようとしている¹¹。米国の提案は、次のような規定を含むと報じられている。TPP 加盟国政府は、①技術移転を市場アクセスの条件としない、②国有企業による知的所有権の獲得あるいは許可に有利な条件を設けない、③当該国で得た、あるいは開発した知的所有権の使用を要求しない、④地場企業に有利となる不公正な地場基準を作らない、⑤秘密ビジネス情報の不必要な開示を要求しないこととそうした情報の保護を怠らない。マレーシアは、なお、専有されている製法の開示を食品の市場アクセスの条件にしないことを提案したといわれる。

5. その他の分野

貿易の技術的障害 (TBT) では、米韓 FTA をモデルとした規定を作ろうとしており、主要分野での規格へのアプローチを調和するという約束を付属書に含めようとしている。米韓 FTA を含む米国の主な FTA は、任意規格と強制規格の提案および施行について FTA 相手国に意見表明を行なう機会を TBT の規定に含めている。

豪州、ニュージーランド、カナダなどにはヘルスケアのために政府が購入する医薬品の価格決定制度がある。米国は、ニュージーランドの薬品管理局 (Pharmaceutical Management Agency : Pharmac) を含む薬価制度の慣行と手続が米国の革新的な医薬品を不利にしているとして懸念を表明している。豪州との FTA では米国の製薬企業に機会を与えるために協議と透明性確保のメカニズムを設けている¹²。ニュージーランドは、Medicaid などの米国の同様な制度での相互の譲歩がない限り薬価管理制度を変更することは交渉しないとしている。

外国投資では、投資家対国の紛争解決メカニズム（ISDS）と資本流出管理が争点である。ISDS については豪州が強硬に反対しているが、豪州は米豪 FTA 以外の FTA では ISDS 条項を含めているため TPP 交渉参加国と軋轢を生じている。豪州は、フィリップ・モリスが豪州と香港の投資協定により豪州を ISDS により提訴したため、ISDS への反対の姿勢をさらに強めている。FTA では、支払いおよび資金の移転の自由を規定しているが、一方で短期的な国際収支問題のために管理を行なうという例外（国際収支例外）を認めている。そのため、グローバルな金融危機の際に FTA により、政府が資本管理を行なう可能性がある指摘している。米国は国際収支例外を FTA に入れることを拒否してきたが、米韓 FTA で初めて容認した。また、P4 では、国際収支擁護のための措置として資本移動の制限が認められている。

競争政策については大枠合意で、競争的ビジネス環境、消費者保護、TPP 各国企業の対等な競争条件を促進するため競争政策についての協定を検討していることを示している。

米国の産業界は、競争政策の規定は国有企業が不公正に競争上の優位を与えられないようにするために重要であるとしている。なお、米国の FTA では、競争法に基づく行政措置の対象となった関係者の意見聴取、申立ての機会を与えることを規定している。こうした規定は P4 にも含まれている¹³。

労働については、労働者の権利が争点となっている。NAFTA では、労働条項は補完協定で規定され、自国の労働基準の遵守を求めており、労働条項は本協定ではなく附属の特別紛争解決手続きの対象となる。しかし、その後の FTA では労働についての規定は協定本文に含まれ、協定の紛争解決手続きにより執行され違反は貿易制裁の対象となる。

超党派合意以降締結されたペルー、パナマ、韓国、コロンビアとの FTA は、1998 年の ILO の労働の基本原則と権利に関する宣言で述べられた 5 つの労働の権利を採用・維持することを規定している¹⁴。労働についての規定は協定の紛争解決手続きに従って実施される。2011 年 12 月の米国の提案は、これらの FTA の規定か

らさらに踏み込んで最低賃金、労働時間、衛生と安全に関する法律を整備すること、強制労働あるいは児童労働により生産された製品の貿易を削減すること、輸出加工区、自由貿易区に労働法を適用することを求めているといわれているが、公的には米国の政府関係者により確認されていない。TPP で労働関連規定を拡大・強化することには米国議会から反対が出ている一方で労働界からは正しい方向という見解が表明されている。ベトナムとブルネイは労働者の権利条項を紛争解決手続きと関連づける（拘束的な規定とする）ことに反対している。カナダはエンフォースメントを罰金賦課にのみ制限する NAFTA アプローチに賛成しているとされている。

環境についての米国の提案は、環境保護、コア・コミットメント、公衆の参加を主要な内容としている。環境保護では、違法伐採、海洋漁業、絶滅危惧種と植物・野生動物の違法取引に関する国内法規制の実施義務についての新しい提案を含むとされている。コア・コミットメントは多国間環境協定の約束の確認を参加国

に要求するものである。公衆の参加は拘束的な紛争解決を含めて利害関係者が参加国の環境規定の遵守への要求に参加することを認めるものである。議論となっているのは、環境の章の規定に拘束的な紛争解決を入れるかどうかである。ニュージーランドとチリが貿易と気候変動についての提案しており、両国は別々に海洋漁業と漁業補助金についての提案を行なっているといわれる。豪州は、環境物品と技術についての関税の完全な撤廃を提案しており、米国が支持している。

6. 分野横断的事項

規制の調和の章は、TPP 参加国が、提案された規制の国内法および政策、通商協定および国際義務との整合性を調査する米国の行政管理予算局規制業務室（US Office of Information and Regulatory Affairs in the Office of Management and Budget）のような国内規制機構を設立することを勧奨している。国内の政府機関の間の規制の一貫性（consistency）を確保することに加え、提案された規制の費用

便益分析および代替性を評価する規制の影響分析を行なうことが奨励されている。TPP 参加国の間で規制調和委員会を設立することも勧告されている。

国有企業による競争制限的行為と貿易の制限の可能性への懸念が米国のテキストの提案の背景にある。TPP の国有企業についての規定はアジア太平洋 FTA、さらには WTO 交渉のモデルになりうるものであり、他の国々（とくに中国）への適用可能性が想定されるとしている。米国の締結した FTA では、国有企業を設立維持する権利を認めながら、内国民待遇、無差別、透明性などを規定している。米国は 2012 年に国有企業についての提案を行なっており、参加国は国有企業についての規定を概ね支持しているが、特定の文言には全ての国が合意してはいないという。米国に対しては、国有企業の提案の範囲に州あるいは都市レベルの公有企業を含めるよう要求をしているといわれる。国有企業については慎重に時間をかけた検討が行なわれると思われる。

電子商取引では、米国の提案はイ

ンターネットによる国境を超えるデータの移送を妨げることを政府に禁じる表現を含んでいるといわれる。この文言が採用されると政府がインターネットの検閲を出来るかどうかの意味を持つ。豪州、ニュージーランドなどは、政府のデータ蓄積 (data storage) の禁止はプライバシー保護法に抵触する可能性があるという懸念を表明しているといわれる。そのため、豪州はデータの移動の管理に政府に大きな裁量を与えるという代替案を提案しているといわれる。

サプライ・チェーンは、独立した章および関連するその他の章で取り扱われるが、内容は明らかではない。産業界では、規格の調和、貿易を円滑にするインフラ、原産地規則の簡素化、税関の効率化などグローバルサプライチェーンにおける TPP 加盟国の競争力を強化するような課題を検討することを要望している。

おわりに

日本では、TPP について市場開放を迫る協定、あるいは米国の基準を押し付ける協定として受動的な観点

で論じる傾向が極めて強かった。しかし、CRS 報告からは多くの分野で従来の FTA になかった規定を盛り込むために米国だけでなく他の国も様々な提案を行ない交渉に臨んでいくことが判る。また、米国がセンシティブ品目を含め相当多くの守りの分野を抱えていることと他の国がそうした分野で米国を攻めていることも明らかになっている。アジア太平洋地域における自由化レベルが高く包括的で 21 世紀の FTA に相応しい協定を作るとともに自国に有利な内容を獲得するための厳しい交渉が行われていることが示されている。

物品の貿易における米国のセンシティブ品目は、ニュージーランドに対する乳製品、豪州に対する砂糖、ベトナムに対する繊維製品である。繊維製品は厳しい原産地規則を導入し、乳製品については除外よりもフオンテッラに対する競争政策での規律を強めることで対応する可能性が出ている。砂糖については豪州との FTA の再交渉の意思はないとしており、このままでは除外の可能性が大きい。ただし、乳製品、砂糖は、他の分野との取引の可能性があり、交

渉の最終局面まで帰趨は判らない。

日本の TPP 交渉参加により、自動車が増加した品目に加わることになる。自動車については、米国の自動車関税は TPP 交渉で認められる最も長い段階的な引下げ期間を設定することが確認されている¹⁵。

日本のセンシティブ品目は、コメ、麦、乳製品、甘味資源植物、牛肉・豚肉の農林水産分野 5 品目となっている¹⁶。TPP の自由化率については、日本では 95%あるいは 98%などの見方が出ているが、CRS 報告では具体的な数字は一切言及されておらず、TPP では多くの品目は発効と同時に関税が削減され、センシティブ品目は品目ごとに異なるが段階的に撤廃されるとしている。米国の自動車関税は段階的な撤廃であるが、日本のセンシティブ 5 品目は除外を目標としており、大きな違いがある。

物品の貿易以外の多くの分野でも意見の相違や対立が依然として大きく、大半の分野で対立が続いているというべきであろう。州を政府調達の対象とするなど米国が守りの姿勢を取っている分野も少なからずあるし、対立の構図は単純ではない。最

終的には交渉全体のパッケージの中でまとめられるのであろうが、このままでは 2013 年 10 月の妥結可能かという印象も受ける。

交渉では自国の主張を通すための戦術的な提案が行なわれている。たとえば、豪州は、米国の嫌がる食糧援助や輸出補助金の規律を持ち出しており、ISDS での豪州の除外や砂糖の市場アクセス交渉を有利に運ぶためとみられている。

CRS 報告では、TPP は米国にとって戦略的にますます重要な地域になるアジア太平洋での中国の台頭を念頭においたリバランス（均衡の再構築）の中核に位置づけられている。米国の外交、経済、軍事政策の重心はアジア太平洋地域にシフトしており、この動きはオバマ政権のアジア・シフト（pivot to Asia）によりさらに強まっているとしている。

注

- 1 内閣官房ほか、「TPP 協定交渉の分野別状況」平成 24 年 3 月。
- 2 Ferguson Ian F., William H. Cooper, Remy Jurenas, Brock R. Williams “ The Trans-Partnership Negotiations and Issues

for Congress” , Congressional Research Service, 本論では、2013 年 3 月 19 日の報告を利用した。最新のものは 4 月の報告だが、日本についての記述が詳細になった以外は 3 月の報告とほぼ同じである。

- 3 本論は CRS 報告の逐語訳ではないため、より詳細な情報については同報告にて確認願いたい

(<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>)。

- 4 TPP に関する多角的な解説については、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成 (2012) 『日本の TPP 戦略』文眞堂、石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純 (2013) 『TPP と日本の決断』文眞堂、TPP 交渉の主要な分野についての詳細な解説は、中川淳司 (2011～12) 「TPP で日本はどう変わるか? 第 1 回～13 回」『貿易と関税』2011 年 7 月号～2012 年 10 月号。TPP の効果についての判りやすい説明は、原田泰・東京財団 (2013) 『TPP でさらに強くなる日本』PHP 研究所。TPP 反対論の論駁は、山下一仁 (2012) 『TPP おぼけ騒動と黒幕』オークラ出版。米韓 FTA と TPP については、高安雄一『米韓 FTA の真実』学文社。
- 5 乳製品業界団体は、全米ミルク生産者連合 (National Milk Producers Federation :

- NMPF) と米国乳製品輸出協議会 (U.S. dairy Export Council : USDEC)
- 6 提案には、強制力をもつ紛争解決のほか、①措置の同等、②検査制度の承認、③貿易に関する証明の調和、④新たな全ての SPS 措置の通知、⑤科学を根拠とするリスク評価とリスク管理措置の基準の強化が含まれている。
- 7 たとえば、痛みやすい製品の迅速な SPS 問題の解決のメカニズムに言及されていなかったといわれている。
- 8 米国には、乳製品輸出奨励計画 (DEP)、輸出信用保証計画という農産物の輸出促進計画がある。DEP は 2004 年以降停止されていたが、乳製品価格の低迷と EU による 2009 年 1 月の乳製品補助金再開 (2009 年 11 月打ち切り) に伴い 2009 年 5 月に再開され 2010 年 6 月まで継続された。
- 9 米韓 FTA では韓国の実演・レコード条約への加盟が規定された。
- 10 TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言では、強制実施や並行輸入を TRIPS 協定の柔軟性に含まれているとし、加盟国 (途上国) は公衆衛生を保護するための措置をとることができるとしている。生産能力の不十分な国に対する強制実施については、2003 年の TRIPS 理事会で強制実施権を利用して生産した医薬品をこうした国に輸出することが条件付きで認められた。なお、2011 年の TPP の大枠合意で TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を TPP 協定文に反映することが認められている。
- 11 営業秘密は、TRIPS 協定第 7 節で規定されている「開示されていない情報」であり、①当該情報が情報を扱う集団に一般的に知られておらず、または容易に知ることができない、②秘密であることにより商業的価値がある、③秘密として保持するために合法的な措置がとられている、に該当する情報である。
- 12 豪州には、政府が医薬品の卸売価格を管理する医薬品支援制度 (Pharmaceutical Benefit System : PBS) があり、米豪 FTA 交渉で米国は知的財産権の保護と競争政策の面から問題としたが、同制度は医薬品作業部会で検討するという条件で維持された。
- 13 5 つの基本的な権利は、①団結の自由、②団体交渉、③強制労働の廃止、④児童労働の廃止、⑤雇用と職業に関する差別の廃止、である。
- 14 マラテンティス USTR 代表代行の上下両院議長宛の書簡には、「日本は全ての物品 (農産品と工業品の双方) を交渉の対

象とすること、及び他の参加国とともに高い水準で包括的な協定を本年達成していくことを確認した」とある。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/sanka/2013_0425_j/pdf

高い水準が何%の自由化率を指すのかは判らないが、米国が近年締結した FTA の米国の自由化率は 98%~99%となっている。

- 15 米韓 FTA における自動車に係る米国の関税についての規定での扱いを上回るという条件が付されている(日米間の競技結果の確認に関する佐々江駐米大使書簡)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/kyogi_2013?04_01.pdf

その他の米国のセンシティブな事項として①アンチダンピング、②労働者の一時入国が指摘されている。

(Schott, Jefferey J., Julia Muir (2012) “US PTAs: What’s been done and What it means for the TPP negotiations, *Lim. C.L., Deborah K. Elms. Patoik Low The Trans-Pacific Partnership Can bridge*)

- 16 自由民主党環太平洋パートナーシップ協定対策委員会決議(2013年3月13日)による。